令和元年度

「こうのとりのゆりかご」の短期的検証について

熊本市要保護児童対策地域協議会

こうのとりのゆりかご専門部会

令和2年(2020 年)11月 27 日

１「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

令和２年（２０２０年）１１月２７日

熊本市長　大西　一史　様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会
部会長　山縣　文治
委　員　安部　計彦
〃　岩井　正憲
〃　上村　宏渕
〃　国宗　直子
〃　城野　匡

令和元年度「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。)」の運用状況について、当専門部会で検証を行った。平成３１年（2019 年）４月１日から令和２年（2020 年）３月３１日までの検証結果を次のとおり総括する。

１　「ゆりかご」の運用状況について

平成３１年（2019 年）４月１日から令和２年（2020 年）３月３１日までに「ゆりかご」には１１件の預け入れがあり、預け入れにあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

（１）　違法性の検討について

平成３１年（2019 年）４月１日から令和２年（2020 年）３月３１日までの「ゆりかご」の運用状況に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

一方で、保護者の預け入れ行為については、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態で置かれた事例があった。

子どもの権利の侵害や預け入れまでの安全性を含め、今後も個別の運用状況を総合的に検討する必要がある。

（２）　許可時の留意事項の遵守状況について

(ア)子どもの安全の確保

預け入れられた後の子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

（イ）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

（ウ）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

２　専門部会で述べられた主な意見

・通常、生まれた子どもが早産や胎児発育不全等の時には、保育器管理または新生児集中治療室等で経過をみることが一般的とされる状態であり、出生時の母児のリスクや、今後の子どもの育ちへの影響が心配される。

・出生後の手続きについて、預け入れ者の希望は理解するが、子どもの出自を知る権利等については出来るだけ保全しておくことが必要であるため、実親子関係を大事にしながら、子どもにとって何が大事かを考えて対応を行うべき。

・預け入れ時に得た情報については、子どもとその保護者をつなぐ貴重な情報である。子どもの命及び子どもの権利を守るうえで、慈恵病院は情報を提供し、その情報は保全される必要がある。

・ゆりかごの扉の中に入れなくても良いという使われ方が広がってしまうことを懸念している。遺棄と思われるような危険な預け入れは、子どもの権利や福祉について問題がある。

・ゆりかごは、適切に扉の中に預け入れられるため安全であると認識されてきた。しかし、ゆりかごの扉の中に入れない預け入れは、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態であり、そのことを社会全体が認識することが重要であるため、しっかり社会に伝えていく必要がある。

・慈恵病院の「こうのとりのゆりかご運用マニュアル」は、ゆりかごの扉の中に入れない預け入れを想定していない。今回の事例を踏まえ、万が一、ゆりかごの扉の中に入れない預け入れがあった場合の子どもの捜索方法、院内の連絡体制等についてマニュアルに明記いただきたい。

・預け入れ者に接触しないということは、親への必要なケアの機会をなくすことにもつながる。慈恵病院は、預け入れ者に積極的に接触することが大事である。

・ゆりかごを利用する方に複雑な事情があることは、これまでの検証からも認識している。そのことは、ゆりかごを利用する親へのケアが必要であることも意味している。

３　預け入れ状況の公表

ゆりかごの預け入れ状況については、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目について検討を行い、別紙のとおり当部会としての結論を得た。

４　特異な預け入れ事例

子どもを、ゆりかごの扉の中に入れなかったため、職員が気づきにくく、当時の環境下において、低体温となる危険な状態での預け入れ事例があった。

別紙

1　公表の期間　　年度毎の1年間とする。

2　公表項目　　下記の25項目とする。

	項　　目	区　　分
1	件数	件数
2	発見日時	7区分：月曜～日曜
3		4区分：0～6、6～12、12～18、18～24時
4	性別	2区分：男女
5	年齢　※1	3区分：新生児、乳児、幼児
		うち早期新生児（生後7日未満）
6	体重（新生児のみ）　※2	3区分：1,500g未満、2,500g未満、2,500g以上
7	健康状態　※3	2区分：良好、要医療
8	身体的虐待の疑い	有無
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数
10	子どもと一緒に置かれていたもの（着衣以外）	有の件数
11		父母等からの手紙　有の件数
12	熊本市が戸籍を作成した件数※4	有の件数
13	父母等からの事後接触※5	有の件数
14		時期　4区分：当日、1週間未満、1ヶ月未満、1ヶ月以上
15	父母等の居住地　※6	11区分
16	父母等引取り	有の件数
17	母親の年齢	5区分：10代、20代、30代、40代、不明
18	預け入れに来た者	5区分：母親、父親、祖父母、その他、不明
19	出産の場所	5区分：医療機関、医療機関（推測）、自宅、車中、不明
20	母親の婚姻状況	5区分：既婚（婚姻中）、離婚、死別、未婚、不明
21	ゆりかごまでの主たる移動（交通）手段	5区分：車（自家用車）、航空機、新幹線等鉄道、その他（上記以外）、不明
22	家庭の状況	3区分：ひとり親家庭、婚姻世帯、その他
23	きょうだいの状況	4区分：あり、うち3人以上、なし、不明
24	子どもの実父	6区分：母親と婚姻中（夫）、母親と内縁関係、その他（恋人等）、その他（詳細不明）、実父に別に妻子あり、不明
25	ゆりかごに預け入れした理由（複数回答）（預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類）※7	10区分：生活困窮、親（祖父母）等の反対、未婚、不倫、世間体・戸籍、パートナーの問題、養育拒否、育児不安・負担感、その他、不明

※1　年齢（子どもに添えられていた手紙や医学的判断から推定）

・新生児　→　生後1ヶ月未満

・乳児　　→　生後1ヶ月～生後1年未満

・幼児　　→　生後1年～就学前

※2　体重（新生児のみ）

1,500g未満（極低出生体重児）、1,500g～2,500g未満（低出生体重児）、2,500g以上

※3　健康状態

・良好　　→　医師による健康チェックの結果、異常なし。

・要医療　→　医師による健康チェックの結果、精密検査等なんらかの医療行為を要する場合。

※4　熊本市が戸籍を作成した件数

棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したもの。

※5　父母等からの事後接触

親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、

父母等と接触できたもの。

※6　父母等の居住地
父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの
熊本県内、九州地方（熊本県以外）、四国地方、中国地方、近畿地方、中部地方、関東地方、

東北地方、北海道地方、国外、不明

※7　ゆりかごに預け入れした理由（複数回答）

複数の項目に該当する場合、それぞれの項目に計上

令和元年（2019 年）１１月５日公表

専門部会報告書

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.40）
（検証対象期間：平成３１年４月１日～令和元年９月３０日）

平成１９年５月１０日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。)」の令和元年度上半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

１　違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

２　許可時の留意事項の遵守状況について

（１）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

①　設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

②　病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（２）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることが本来の目的である。慈恵病院が設置された「ＳＯＳ赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、４月～９月に合計３，３９６件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（３）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

３　現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の３つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

４　専門部会（平成３１年４月２３日開催）で述べられた主な意見

・ゆりかごへの預け入れのため、出産直後に自家用車で十数時間、狭い車内で揺られ移動してくる状況が与える母体への影響や危惧される状況はないか。出産後はエコノミー症候群を発症するリスクが通常より高く、長時間の移動は好ましくない。

・相談件数の減少が顕著だが、昨年度が特別に多かったのか、相談件数が減る傾向にあるのか。慈恵病院では、全国にも相談窓口が出来ており、減る傾向にあると感じている。利用者数の減少も各相談機関の増加が影響している可能性が考えられる。

・ゆりかごがなかったら、明確に、児童相談所に相談していた事例があった。児童相談所も敷居を下げて早めに相談対応するとよいのではと考える。

〇第５５回　熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
・開催日時：令和元年（2019 年）１１月５日（火）１４：００～
（委員名簿）

氏　名	役　職	備考（分野）
山縣　文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉
国宗　直子	弁護士	法律
上村　宏渕	熊本県養護協議会会長 （福）龍山学苑理事長	福祉施設
安部　計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
岩井　正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野　匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

令和２年（2020 年）９月１日公表

専門部会報告書

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.41）
（検証対象期間：令和元年１０月１日～令和２年３月３１日）

平成１９年５月１０日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和元年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

１　違法性の検討について

上記対象期間の慈恵病院の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

一方で、保護者の預け入れ行為については、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態で置かれた事例があった。

子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

２　許可時の留意事項の遵守状況について

（１）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

①　設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

②　病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（２）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることが本来の目的である。慈恵病院が設置された「ＳＯＳ赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、１０月～３月に合計３，１９３件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（３）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

３　現時点での検証評価

以上のとおり、慈恵病院の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の３つの留意事項についても遵守されている。

一方で、保護者の預け入れ行為については、子どもが、ゆりかごの扉の中ではない

場所に置かれていたため、当時の環境下において、低体温となる危険な状態での預け入れ事例があった。

今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

４　第５５回熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会（令和元年１１月５日開催）で述べられた主な意見

・通常、生まれた子どもが早産や胎児発育不全等の時には、保育器管理または新生児集中治療室等で経過をみることが一般的とされる状態であり、出生時の母児のリスクや、今後の子どもの育ちへの影響が心配される。

・出生後の手続きについて、預け入れ者の希望は理解するが、子どもの出自を知る権利等については出来るだけ保全しておくことが必要であるため、実親子関係を大事にしながら、子どもにとって何が大事かを考えて対応を行うべき

〇第５７回　熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

・開催日時：令和２年（２０２０年）９月１日（火）１３：３０～１６：１５

（委員名簿）

氏　名	役　職	備考（分野）
山縣　文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉
国宗　直子	弁護士	法律
上村　宏渕	熊本県養護施設協議会会長 （福）龍山学苑理事長	福祉施設
安部　計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
岩井　正憲	熊本大学病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野　匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

２ 預け入れ状況について

○令和元年度　公表項目及び件数

（単位;件）

	項目		区分	件数	備考
1	件数		件数	11	
2	発見日時	曜日	日	3	
			月	2	
			火	0	
			水	2	
			木	2	
			金	1	
			土	1	
3		時間帯	0～6時	1	
			6～12時	4	
			12～18時	3	
			18～24時	3	
4	性別		男	5	
			女	6	
5	年齢		新生児（生後1ヶ月未満）	10	
			（うち早期新生児（生後7日未満））	9	
			乳児（生後1ヶ月～生後1年未満）	1	
			幼児（生後1年～就学前）	0	
6	体重（新生児のみ）		1,500g未満（極低出生体重児）	0	
			2,500g未満（低出生体重児）	2	
			2,500g以上	8	
7	健康状態　※1		良好	7	※1健康状態 ・良好⇒医師による健康チェックの結果、異常なし。 ・要医療⇒医師による健康チェックの結果、精密検査等何らかの医療行為を要する場合。
			要医療	4	
8	身体的虐待の疑い		有の件数	0	
9	病院からの手紙の持ち帰り		有の件数	9	
10	子どもと一緒に置かれていたもの（着衣以外）		有の件数	11	※2熊本市が戸籍を作成した件数 棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したもの。
11			父母等からの手紙　有の件数	0	
12	熊本市が戸籍を作成した件数　※2		有の件数	2	
13	父母等からの事後接触　※3		有の件数	5	
14		接触時期	当日	1	※3父母からの事後接触 親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等と接触できたもの。
			2日目～1週間未満	1	
			1週間以上～1月未満	3	
			1月以上	0	
15	父母等の居住地　※4		県内	2	※4　父母等の居住地 父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの。
			九州（熊本県以外）	2	
			四国	0	
			中国	0	
			近畿	1	
			中部	2	
			関東	2	
			東北	0	
			北海道	0	
			国外	0	
			不明	2	
16	父母等引取り		有の件数	1	

（単位；件）

	項目	区分	件数	備考
17	母親の年齢	10代	1	
		20代	5	
		30代	2	
		40代	1	
		不明	2	
18	預け入れに来た者（複数回答）	母親	9	
		父親	0	
		祖父母	0	
		その他	3	
		不明	1	
19	出産の場所	医療機関	0	
		医療機関（推測）	0	
		自宅	10	
		車中	0	
		不明	1	
20	母親の婚姻状況	既婚（婚姻中）	5	
		離婚	0	
		死別	0	
		未婚	4	
		不明	2	
21	ゆりかごまでの主たる移動（交通）手段	車（自家用車）	5	
		航空機	0	
		新幹線等鉄道	3	
		その他（上記以外）	0	
		不明	3	
22	家庭の状況	ひとり親家庭	3	
		婚姻世帯	5	
		その他	3	
23	きょうだいの状況	なし	4	
		あり	5	
		（うち3人以上）	3	
		不　明	2	
24	子どもの実父	母親と婚姻中（夫）	3	
		母親と内縁関係	0	
		その他（恋人等）	5	
		その他（詳細不明）	0	
		実父に別の妻子あり	1	
		不明	2	
25	ゆりかごに預け入れした理由（複数回答）（預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類）※5	生活困窮	4	※5　ゆりかごに預け入れした理由 複数の項目に該当する場合、それぞれの項目に計上。
		親（祖父母）等の反対	0	
		未婚	0	
		不倫	2	
		世間体・戸籍	0	
		パートナーの問題	0	
		養育拒否	4	
		育児不安・負担感	1	
		その他	1	
		不明	2	

公表（開示）のあり方について

１　公表(開示)に当たっての基本的考え方

ゆりかごの利用状況に関しては、多くの人々による社会的検証の必要があることから、可能な限り公表（開示）することが望ましい。

２　公表(開示)の対象としないもの

熊本市情報公開条例により開示してはならないとされているもの。

(1)　熊本市情報公開条例７条第２号に規定する、特定の個人が識別されうる情報等（児童福祉法の理念に基づき、また子どもの人権とプライバシーを守るため、「特定の個人が識別されうる情報」の範囲の検討は十分慎重に行う。）

(2)　熊本市情報公開条例７条３号のイに規定する、法人に関する情報であって、市長からの要請を受けて公にしないとの約束の下に任意に提供された情報で、その公にしない理由が合理的であると認められるもの。

(3)　熊本市情報公開条例７条７号に規定する、国等との間における協議等に基づいて市長が取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの。

３　公表(開示)の対象期間

専門部会に報告され審議・確認が行われた令和元年度（2019 年度）の事例件数を公表（開示）の対象とする。

なお、件数の整理上、基準日については、令和２年（2020 年）３月３１日とする。

（参考）

熊本市情報公開条例（抄）

（不開示情報）
第７条　次に掲げる情報は、開示してはならない。

（２）　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ　実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ　氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ　略

オ　人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

（３）　法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア　略

イ　実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの

（７）　国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

３　妊娠に関する悩み相談の状況

○ 熊本県、熊本市、慈恵病院における相談体制　　令和２年4月現在

熊本県	相談名	出産・養育についての相談
	相談時間	８時３０分～１７時１５分　電話：096-381-５０１０（日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	熊本県中央児童相談所内
	対応者	職員（7名）
	概　要	＜電話相談＞　８時３０分～１７時１５分まで職員が交代で対応 ＜対象者＞　　妊娠、出産、養育に悩む女性やその家族等 ＜内容＞　　妊娠、出産、養育に関する悩みへの匿名による電話相談。必要な助言や社会資源等情報提供を行う。
	相談名	妊娠とこころの相談
	相談時間	９時～20時　電話：096-381-4340　（日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	熊本県女性相談センター内
	対応者	嘱託職員（8名）：助産師・保健師・看護師の資格者
	概　要	＜電話相談＞　昼間：９時～１６時、夜間：１６時～２０時を交代で対応
熊本市	相談名	妊娠に関する悩み相談
	相談時間	8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	各区保健子ども課地域健康班、各区福祉課福祉相談班、
	対応者	職員、嘱託職員（専門相談員）
	概　要	電話・来所相談
	相談名	予期せぬ妊娠・出産に関する悩み相談（産前・産後母子支援事業）
	相談時間	24時間・年中無休　電話：080-9068-7528
	相談場所	熊本乳児院
	対応者	熊本乳児院職員（助産師、保育士、社会福祉士等）
	概　要	電話・メール・来所相談
慈恵病院	相談名	ＳＯＳ赤ちゃんとお母さんの相談窓口
	相談時間	24時間　フリーダイヤル　0120-783-449
	相談場所	慈恵病院（電話相談は音声転送装置により専用携帯電話に転送。）
	対応者	新生児相談室室長　助産師（１名）社会福祉士（兼任：１名）保健師（１名） 看護師（１名）栄養士（2名）相談員（保育士：２名）　計9名
	概　要	＜電話相談＞ ・24時間　交代制　　9名で対応 ・週1回　カンファレンス　対応者+産婦人科医 ・カンファレンス時に翌月の担当日を決定 ＜来院相談＞ ・新生児相談室で対応

妊娠に関する悩み相談件数　３機関比較

令和２年３月末　現在

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	合計
熊本県	253	204	129	124	126	85	63	64	62	88	68	84	100	1,450
熊本市	732	594	439	391	438	496	392	445	308	197	471	726	597	6,226
慈恵病院	501	472	513	591	690	1,000	1,445	4,036	5,466	6,565	7,444	6,031	6,589	41,343
3機関合計	1,486	1,270	1,081	1,106	1,254	1,581	1,900	4,545	5,836	6,850	7,983	6,841	7,286	49,019

※平成２９年度より、熊本市件数に産前・
産後母子支援事業で受けた相談件数を含む

令和元年度合計　妊娠に関する悩み相談件数

	新・継		
	新規	継続	合計
県	78	22	100
市	312	285	597
慈恵	6,589		6,589
合計	6,979	307	7,286

	時間帯			
	0時―9時	9時―17時	17時―24時	合計
県	0	78	22	100
市	44	422	131	597
慈恵	1,071	2,925	2,593	6,589
合計	1,115	3,425	2,746	7,286

	来・電			
	来所	電話	その他	合計
県	0	100	0	100
市	56	422	119	597
慈恵	5	5,312	1,272	6,589
合計	61	5,834	1,391	7,286

	性別		
	女性	男性	合計
県	96	4	100
市	586	11	597
慈恵	5,516	1,073	6,589
合計	6,198	1,088	7,286

	相談者				
	本人自身	家族・知人	夫・パートナー	その他	合計
県	97	2	0	1	100
市	387	9	7	194	597
慈恵	5,387	127	937	138	6,589
合計	5,871	138	944	333	7,286

	情報源別								
	ネット・サイト	カード・ポスター	案内・パンフ	他機関紹介	マスコミ情報	友人・知人	その他	不明	合計
県	76	6	1	1	0	4	0	12	100
市	148	253	2	91	0	2	56	45	597
慈恵	6,563	1	15	3	3	1	3	0	6,589
合計	6,787	260	18	95	3	7	59	57	7,286

	婚姻の有無				
	未婚	婚姻中	離婚	不明	合計
県	32	41	0	5	78
市	156	115	27	14	312
慈恵	3,371	1,504	114	1,600	6,589
合計	3,559	1,660	141	1,619	6,979

	年齢								
	15歳未満	15―18歳未満	18―20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	不明	合計
県	0	7	4	25	27	6	0	9	78
市	1	10	34	116	26	88	0	37	312
慈恵	33	468	697	1,791	821	262	41	2,476	6,589
合計	34	485	735	1,932	874	356	41	2,522	6,979

	地域				
	熊本市内	その他県内	県外	不明	合計
県	27	28	13	10	78
市	199	56	12	45	312
慈恵	157	27	3,945	2,460	6,589
合計	383	111	3,970	2,515	6,979

	職業				
	学生	有職者	無職	不明	合計
県	13	31	16	18	78
市	16	33	196	67	312
慈恵	1,406	1,197	380	3,606	6,589
合計	1,435	1,261	592	3,691	6,979

※婚姻の有無、年齢、
地域、職業については、
新規件数のみ集計

	Ⅰ　相談内容（大分類）						
	妊娠・避妊に関する相談	思いがけない妊娠	中絶	妊娠・出産前後の不安	出産・養育	その他	合計
県	72	11	4	2	4	7	100
市	44	177	21	90	119	146	597
慈恵	4,175	987	397	378	203	449	6,589
合計	4,291	1,175	422	470	326	602	7,286

	処理状況						
	傾聴・助言	情報提供	来所案内	他の相談機関紹介	緊急対応	その他	合計
県	98	0	0	1	0	1	100
市	289	156	5	4	7	136	597
慈恵	1,711	2,456	41	2,307	47	27	6,589
合計	2,098	2,612	46	2,312	54	164	7,286

令和元年度合計　妊娠に関する悩み相談件数　相談内容(小分類)

	Ⅰ-1　妊娠･避妊に関する相談												
	1 排卵時期・受胎日	2 避妊	3 緊急ピル	4 喫煙・薬物の影響	5 妊娠時の異常	6 妊娠判定	7 妊娠検査薬	8 服薬・X線被爆等	9 保菌・治療中等	10 妊娠中の悩み	11 医療機関	その他	計
県	3	8	1	2	11	25	2	3	2	15	0	0	72
市	0	2	0	0	2	16	1	1	0	1	1	20	44
慈恵	260	38	329	30	278	2,521	68	76	19	215	47	294	4,175
合計	263	48	330	32	291	2,562	71	80	21	231	48	314	4,291

	Ⅰ-2思いがけない妊娠											
	12 暴力・強姦	13 不倫	14 若年妊娠	15 未婚の妊娠	16 望まない妊娠	17 周囲（家族）の反対	18 夫・パートナーの反対	19 パートナーとの離別	20 男女判定	21 生活困窮	その他	計
県	0	1	1	2	6	0	0	1	0	0	0	11
市	0	4	4	14	1	2	4	0	1	146	2	178
慈恵	24	61	88	315	249	37	109	37	4	18	45	987
合計	24	66	93	331	256	39	113	38	5	164	47	1,176

	Ⅰ-3　中絶							
	22 中絶費用	23 中絶できる時期・周期	24 中絶できる医療機関	25 相手の同意	26 中絶の不安	27 中絶方法	その他	計
県	0	0	3	0	1	0	0	4
市	3	4	4	1	6	2	1	21
慈恵	83	35	45	41	23	29	141	397
合計	86	39	52	42	30	31	142	422

	Ⅰ-4　妊娠･出産前後の不安							
	28 精神的な問題	29 産後の体調不良	30 産後うつ	31 マタニティー・ブルー	32 産後の生活	33 手術	その他	計
県	0	2	0	0	0	0	0	2
市	73	1	1	0	11	0	3	89
慈恵	252	6	6	13	21	7	73	378
合計	325	9	7	13	32	7	76	469

	Ⅰ-5　出産･養育								
	34 出産費用	35 養育費用	36 福祉サービス	37 戸籍関係	38 子育て支援	39 就労相談	40 DV・離婚相談	その他	計
県	2	0	0	0	1	1	0	0	4
市	13	4	0	3	34	4	11	51	120
慈恵	24	13	6	11	28	2	11	108	203
合計	39	17	6	14	63	7	22	159	327

	Ⅰ-6　その他							合計
	41 不妊治療	42 夫婦生活	43 男女問題	44 婦人科に関すること	45 研究・苦言	46 その他の相談	計	
県	0	0	1	0	0	6	7	100
市	0	0	0	0	0	145	145	597
慈恵	25	24	18	34	2	346	449	6,589
合計	25	24	19	34	2	497	601	7,286